

# 学校教育における人格形成を担保する運動部活動の再構築： ～政策形成過程を視点に～

尾原 弘恭

## 概要

わが国独特の学校文化である運動部活動はその教育的な効果について、社会的に高い評価がなされている。しかし、現状において大規模に成立している運動部活動ではその効果を過度に期待するあまり、逆に「運動部活動問題」として様々なネガティブな事象を発生させ、それが社会問題ともなっている。つまりは期待されている効果と実際に現場で起こっている状況に大きな乖離が生じているのである。そこで本論では人格形成を担保した望ましい運動部活動の在り方を検討するため運動部活動の政策形成過程を視点に、現状の問題点と課題を抽出し、その解決方法を考察した。

その結果、運動部活動における政策ネットワークが十分に機能していないということが明らかとなり、そこから運動部活動の政策形成過程での課題が二点にあると考えられた。一つ目は運動部活動全体を包含したイシュー・ネットワーク形成を視野に入れた議論の場の設定することと、二つ目は政策形成の場である組織間政策ネットワークを再構築することである。その課題を踏まえて、望ましい運動部活動を再構築するために、イシュー・ネットワークの形成を視野に入れた制度モデルを提言した。このモデルの実現によって、望ましい運動部活動の再構築に向けて有効に作用し、さらには地域と融合した学校の実現、地域社会の活性化にもつながるものと考えられるのである。

## 1. はじめに

本論は、学校教育における人格形成を担保する望ましい運動部活動の在り方を検討するため、運動部活動の政策形成過程を視点に現状の問題点と課題を抽出し、その解決方法を考察するものである。

中学校・高等学校（以下、学校）での運動部活動<sup>1</sup>は独自の発展を遂げ、わが国独特のスポーツ文化、ひいては学校文化として成立している。現在、ほとんどの学校に運動部活動は設置され、学校生活の中でも生徒にとっては大きなウエイトを占めている。このように、運動部活動が維持・拡大されてきた背景には、単にスポーツ活動による体力や技術の向上だけでなく、心身の健全な育成、自主性や社会性、協調性といった人格形成に必要な要素の獲得を効果として期待できるということに対する社会的に高い評価があるためである。

しかし、近年はそのような運動部活動の効果に過度の期待をするあまり、逆に様々な問題が生じている。例えば顧問教員などの指導者から生徒への暴力や、重篤な事故の発生といった生徒の安全に関わる問題、また教員の労働環境の問題などがあり、それらの問題はメディアでも大きく取り上げられるなど、期待されている運動部活動の効果と実際に現場で起こっている状況に大きな乖離が生じているのである。

そのような状況に対しては、政府としても問題視しており、例えば体罰での部員の自殺などセンセーショナルな事件があれば、指導方法や

<sup>1</sup> 部活動には文化部・運動部活動があり、学習指導要領では区分されていないが、運動部活動参加率が高く（スポーツ庁 2017）、学校生活に占める割合も高いことにより、文化部活動は取り扱わず、運動部活動を対象とする。

事故防止という側面において議論が進められている。また、運動部活動に関わる教員の過重負担の問題が取り上げられた際には、労働政策である「働き方改革」との関連から注目され、議論が進められている。しかし、これら二つの問題はどちらも運動部活動に関係するアクターに起因するものであるにも関わらず、そこに共通認識はなく、別々の問題として取り扱われ、対症療法的に対処されているだけなのである。

このように運動部活動の理想と現状の政策がかけ離れてしまっている状況は、政策実施以前の政策形成過程に問題があると指摘できる。そこで、本論では以下の二つの方法から検討する。一つ目は先行研究のレビューから、運動部活動とは何かを明確にすることである。ここでは、運動部活動の歴史的な経緯を分析するとともに現状の動向を把握し、問題点と課題を抽出する。二つ目は運動部活動の政策形成過程の分析である。ここでは政策ネットワーク理論に依拠して、望ましい運動部活動制度モデルを考察する。

## 2. 運動部活動とは

本章では、望ましい運動部活動の再構築に向けて、まず、運動部活動とは何かということをも明らかにする。具体的には、現在の運動部活動について現状認識し、先行研究をレビューした上で、歴史的な経過を概観する。その位置づけや議論の変遷からア priori に学校に存在している運動部活動とはどのようなものなのかについて検討する。

### 2.1 運動部活動の現状

わが国の運動部活動は正の側面と負の側面が存在する。特に負の側面、つまり運動部活動の問題とされることに関して、メディアの発達により表面化、顕在化し、かつ以前より深刻化していることが明らかとなっている。

しかし、そのような現状でありながら、図1に示したとおりに現在の運動部活動参加率は過去10年間をみてもほぼ横ばいとなっており、

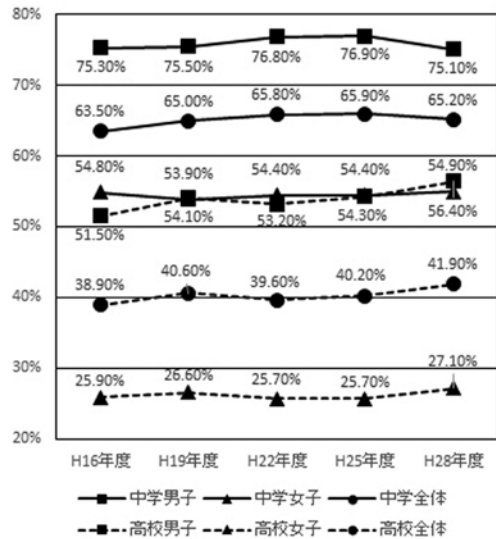


図1 運動部活動参加率

出典：スポーツ庁（2017, P2）をもとに筆者改変

運動部活動は依然として大きな規模を維持しながら存在している。本節では、「なぜこのように運動部活動が大規模に成立し、維持されているのか」、「そもそも運動部活動とは何か」を明確にするため、関係する先行研究をレビューする。

以下、先行研究によってどこまで明確になっているのかについて共通する知見ごとに検討する。

まずは、大規模に展開されている運動部活動の成立過程を政策的な変遷とともに時系列にしたがって検証し分析する必要がある。歴史的視点から運動部活動の政策を捉えている研究は多くないが、内海（1998）、中澤（2014）、神谷（2015）らは、政策の変遷をたどり、運動部活動の成立過程にアプローチしている。中澤はそれまでの運動部活動研究で取り組まれていなかった戦後の運動部活動の拡大・維持過程を課題とし、運動部活動の戦後史をカテゴライズし、運動部活動の成立過程を明確にしている。一方、神谷においても明治時代の運動部活動の発祥から2000年代までのその成立過程を明確化すると同時に、教育課程との関連についても検証している。

運動部活動の在り方については多くの議論がみられたが、「子どもの自主性」を理念に自治

<sup>2</sup> スポーツ庁（2017）「運動部活の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議（第1回）資料2」

活動である教科外活動として運動部活動を捉えたり（城丸 1980）、「子どもの自主性」を子どもの権利として生徒が中心となり、学校教育が公的責任をもって支える活動として運動部活動を捉える（内海 1998）研究が主流である。そして、この「子どもの自主性」を媒介として運動部活動と学校での教育活動との関係が構築される（中澤 2014）とするものもある。

さらに、西島（2006）は、運動部活動改革が進まない原因としては主体である生徒からの視点が抜け落ちており、生徒本位での議論がなされていないこと、運動部活動が学校生活の大きな場面を占めているにも関わらず、学校の様々な教育活動と関連づけて議論がされていないことを指摘する。そこに、活動へのアクセス機会の地域差や学校規模の格差を発生させる危険性があり、このことを十分考慮すべきであるとする。

次に、地域社会との連携に関してであるが、それは 1970 年代より、学校スリム化や学校と地域連携との関連で進められている。その受け皿として日本体育協会が統括しているスポーツ少年団や文部科学省が展開した総合型地域スポーツクラブ（以下：総合型 SC）が期待されており、特に運動部活動と総合型 SC との協働についてはドイツを事例に進められている（黒

須 2009）とされる。しかしながら、実際には総合型 SC での教育的配慮のなさが問題視され、費用負担や責任体制といった制度が未整備であること、学校が地域社会に対して閉鎖的であるということ、うまく連携がとれている事例は少ないと指摘されている。

以上、先行研究では、教育学でもある教育史学、教育社会学、教育心理学、体育科教科教育学を中心に、社会科学のスポーツに関連する研究領域において、運動部活動における生徒や教員などの現状の問題点や在り方については研究されており、少ないながらも運動部活動研究による知見は蓄積されてきている。しかし、そのほとんどが運動部活動問題の本質に触れ、問題提起はなされているものの、その発生原因や放置についての踏み込んだ議論ができていないと考えられる。

## 2.2 運動部活動の歴史

本節では、戦後における運動部活動の歴史的な経緯を概観し、学習指導要領での運動部活動に関連した取り扱い、いわゆる学校教育での位置づけの変遷を中心に検討する。

終戦直後の運動部活動の位置づけは戦後の教

表 1 学習指導要領上のクラブと運動部活動の取り扱いをめぐる変質過程

改定年		教育課程	教育課程外
※上段：中学 下段：高校			
①	1947（昭和 22）年	クラブ（運動部活動含む） （自由研究）	
②	1951（昭和 26）年	クラブ（運動部活動含む） （特別教育活動）	
③	1958（昭和 33）年 1960（昭和 35）年	クラブ（運動部活動含む） （特別教育活動）	
④	1969（昭和 44）年 1970（昭和 45）年	クラブ（必修） （特別活動）	運動部活動
⑤	1977（昭和 52）年 1978（昭和 53）年	クラブ（必修） （特別活動）	運動部活動
⑥	1989（平成元）年	クラブ（必修） ⇨ 選択可能 ⇨ （特別活動）	運動部活動
⑦	1998（平成 10）年 1999（平成 11）年		運動部活動
⑧	2008（平成 20）年 2009（平成 21）年		運動部活動

出典：神谷（2015、P254）をもとに筆者改変

育改革の一環として議論が進められた。表1は、その後の学習指導要領改定による運動部活動政策について整理したものである。以下では、その変質過程について詳細に検討する。

(1) 1958 (昭和 33) 年、学習指導要領告示 (法的位置づけの確立)

軍国主義教育から脱却するために、教育の指針である学習指導要領は試案として刊行されていたが、法改正により文部大臣告示となったことにより、学習指導要領に法的拘束力を持たされた。この背景には国際情勢の緊迫化があり、国による教育の管理や統制が必要とされたということがあった。運動部活動は教育課程内の「特別教育活動」に位置づけられており、生徒の自主的・自発的参加としながらも、一方で全員に運動部活動を経験させることが望ましいという方針もあり、大きな矛盾が生じたのである。

(2) 1964 (昭和 39) 年、東京オリンピック開催 (対外試合基準の緩和)

学習指導要領の改訂とはリンクしていないが、1964 (昭和 39) 年の東京オリンピックの開催は、学校での運動部活動へも大きな影響があった。戦前の反省と教育的な観点から、競技への過熱化を抑制し、勝利至上主義への傾倒を防ぐ役割で設けられていた対外試合基準が、競技におけるエリート選手養成のために、競技団体の要望から、1954 (昭和 29) 年の文部省通達「学徒の対外試合について」、1957 (昭和 32) 年・1961 (昭和 36) 年の文部省通達「学徒の対外運動競技について」、によって、大きく緩和されたのである。1959 (昭和 34)・1960 (昭和 35) 年には保健体育審議会答申により「スポーツ技術の水準向上」、「体力の増強」が求められ、東京オリンピックに向けて運動部活動の競技性が高められた。また、その後の対外試合基準緩和によって過熱化を生み、教員の負担増加、ゆがんだ勝利至上主義のための暴力問題などが出現してきたのである。

(3) 1969 (昭和 44) 年、1970 (昭和 45) 年、学習指導要領改訂 (必修クラブ導入)

必修クラブが導入された背景には、表と裏の2面性が考えられる。表の面では、価値の高い運動部活動を生徒に経験させること、そして、相乗効果によって運動部活動の活性化させ、スポーツを大衆化 (中澤 2014) させることであろう。選手中心であった運動部活動の反省から

より多くの子どもたちにスポーツの機会を与えることが目指されたのである。

一方、裏の面は、競技団体からのさらなる対外試合基準の緩和要請によって、時間外や休日手当の支給問題も深刻であったために、必修クラブを教育課程内で実施することによって、教育課程外である運動部活動と完全に分離し、その問題も解決しようとしたという経緯である。いずれにせよ、この必修クラブ導入により運動部活動を地域社会と連携する、あるいは移行するという方向性がはじめて示されたのである。しかし、地域社会のクラブなどにおける教育的配慮のなさや、非行防止の手段として学校で実施する運動部活動の教育的価値が見直されたことなど様々な要因によってこの時期での地域社会への移行は頓挫している。

(4) 1989 (平成元) 年、指導要領改訂 (必修クラブの部活動代替措置)

1977・78 (昭和 52・53) 年の改訂では、必修クラブと運動部活動の位置づけに変更はなかったが、必修クラブと関連づけて運動部活動を実施する方針が示されたことによって、教育課程内と教育課程外との線引きが曖昧になったという背景があり、1989 (平成元) 年の指導要領改訂で「部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と記載され、いわゆる必修クラブの運動部活動代替措置が取られ、実質的に運動部活動が教育課程内に位置づけされた。これは、道徳教育を重視した当時の中曽根内閣総理大臣が発足させた臨時教育審議会の答申によるもので、道徳教育重視という指向が運動部活動に大きな影響をもたらした (神谷 2015) のである。この学習指導要領改訂前から道徳教育重視の臨時教育審議会での議論の影響を受けて、運動部活動に対する学校、教員による管理が強化されてきており、運動部活動の実施を必修クラブの代替とする公的なお墨付きを得たことによって、全員入部、強制入部といった問題も発生し、さらに生徒への管理が強化された。また、顧問教員の配置や運動部活動の活性化の根拠となったため、教員の関わりが増加したことによって比例的に教員の負担も増加した。

(5) 1998 (平成 10) 年、1999 (平成 11) 年、指導要領改訂 (必修クラブ廃止)

教育の多様化議論が運動部活動にも波及し、

多様な運動部活動が目指されるようになった。1995（平成7）年、経済同友会の学校スリム化論は運動部活動を外部化して自由化しようという議論<sup>3</sup>に発展した。さらにゆとり教育の導入によって、学習指導要領では必修クラブの記載がなくなったために、代替措置で実施してきた運動部活動も教育過程での位置づけ、学校で運動部活動を実施する法的根拠が喪失するのである。しかし、実際には自由化としての外部化は、結果的に大きなムーブメントとはならず、ほとんどの学校の中に運動部活動が留まり続けている。結局は学校が運動部活動を手放さなかった（中澤 2014）のである。

以上、政府が展開してきた運動部活動政策には一貫性がないことがみてとれる。このように時の政府の方針や社会からの要求に対して運動部活動の取り扱い方は大きく変容させられ、その時代背景によって玉虫色に変化してきたのである。

## 2.3 運動部活動の問題

2009（平成21）年、2010（平成22）年の学習指導要領改訂では、その総則<sup>4</sup>に運動部活動は学校教育の一環で、教育課程と関連づけられて実施される活動であり、そこには持続可能な運営体制の整備が求められる<sup>5</sup>とされている。

現状の運動部活動問題解決に向けた政策の大きな潮流は「地域社会との連携」である。学校が抱え込んでしまっている運動部活動はその実施や維持が限界に達しているのである。地域社会との連携については、歴史的にも何度か模索されており、近年では多方面からの議論が再燃している。例えば、教員の「働き方改革」という面から、運動部活動の外部指導者の積極的な導入について、また、運動部活動の在り方という面から、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」

においても地域社会との連携について言及されている<sup>6</sup>。さらに教育再生実行会議では、国の責任として運動部活動の持続可能な運営体制の整備について「学校による部活動」から「地域による部活動」への転換を図る<sup>7</sup>としており、運動部活動そのものを地域社会へ移行していこうとする動向は文部科学省やスポーツ庁だけでなく、内閣や他の省庁においても明確となっている。その政策動向は、教員の負担を減少させるためや、学校スリム化という観点から、地域の実情に合わせ、一部ではすでに実施されている。外部指導者制度は、1990年代後半から文部科学省の事業としてそれぞれの学校で活用され、その契約形態は様々であるが、現在、中学校だけで約30,000人が活動している。さらに、2017年4月からは「学校教育法施行規則の一部改正」により、「部活動指導員」が学校職員という位置づけとなっているが、現状の規模では全体的にみても学校教員の負担軽減とはなり得ていない。また、地域社会への移行は、2000年から事業展開されている総合型SCを受け皿にした形の先進的な事例はあるが、こちらもほとんど拡がりをみせていない。

以上より、運動部活動問題が解決に向って進まないのは、学校教育における運動部活動の位置づけの曖昧さや脆弱さが根源にあると考えられる。運動部活動の在り方や位置づけが明確となっていないにも関わらず、地域との連携が推進され、その運営方法や指導方法を現場にいわば丸投げしている状況は全体的な議論の深化を妨げているのである。このような指摘は多くの研究者や現場からも出ており、そのために運動部活動を教育課程に位置づけるという議論もあるが、本論ではその立場とはとらない。あくまで運動部活動には生徒の自主的、自発的な参加が原則であり、教育課程に位置づけて義務化することはその主旨にそぐわないからである。また、教

<sup>3</sup> 社団法人経済同友会（1995）「学校から「合校」へ—学校も家庭も地域も自らの役割と責任を自覚し、知恵と力を出し合い、新しい学び育つ場をつくろう—」

<sup>4</sup> 現行の学習指導要領総則では「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連関が図れるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、（中略）各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と記載されている。なお、「持続可能な運営体制が整えられるようにするもの」の記載は中学校学習指導要領（2017年改訂、2021年施行）のみ記載されている。

<sup>5</sup> 中学校学習指導要領は2017年改訂、2021年施行。

<sup>6</sup> 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議（第5回）」参考資料2

<sup>7</sup> 「教育再生実行会議第10次提言」

育の自由化や多様化が進められている中、現状の学校教育の枠組みでは、物理的にも教育的な効果という点でも運動部活動が収まりきらない状況になってきているため、教育課程へさらに付加することは現実的ではないとも考えられる。

### 3. 学校教育と運動部活動

前章では運動部活動は現行の学習指導要領の総則に「学校教育の一環」とされながらも、学校教育での位置づけが曖昧で脆弱な状況であり、それが運動部活動問題の根源となっていることが明らかとなった。本章では、学校教育と運動部活動の関連についての現状と政策動向の把握から問題点と課題を抽出し、政府や社会情勢に翻弄され、また多くの問題や課題を抱えながら、運動部活動が学校教育に留まり続ける根拠となるその関係性について検討する。

#### 3.1 学校教育からみた運動部活動

運動部活動には健康や身体機能の向上だけでなく、生徒の人格形成に向けた教育的な価値への効果が期待されている。学校教育における人格形成とは具体的に教育課程で獲得する認知能

力だけではなく、定数化できない非認知的能力の獲得や向上によって得られるものである。近年、スポーツ科学分野などではスポーツによる非認知能力の獲得や向上に関する研究も進められている。また、非認知能力は、特に子どもの時に獲得、向上させることによって、認知能力の獲得にも正の相関があり<sup>8</sup>、将来の職業や賃金にも影響するとされている<sup>9</sup>。このような非認知能力を獲得するための手段としてスポーツが期待され、その環境として運動部活動が捉えられているのである。

政府（文部科学省）や教育委員会、学校、教員の立場からは、道徳教育として運動部活動の実施が期待されている。学習指導要領での「教育課程との関連」は「道徳教育との関連」であり（神谷 2015）、その是非はともかく、管理的でかつ結束的な運動部活動の実施による円滑な生徒指導ということと、また、集団活動によって、社会性が育まれるという面も期待されているのである。さらに、生徒の立場からは、運動部活動に参加する大きな理由として、自分の居場所づくりや友達づくりということを重視しており、生徒同士の結びつき、さらには学校との結びつきも強固にするのである。

図2は教育課程と運動部活動の関係を図示したものである。神谷（2015）によると、教育課

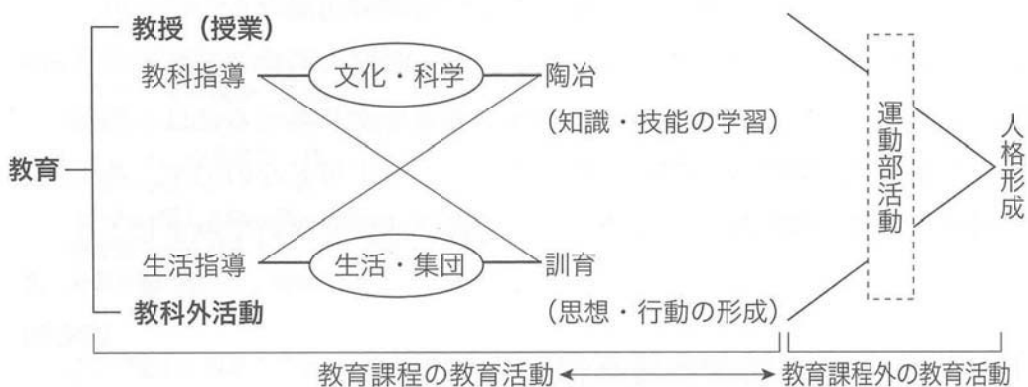


図2 教育課程と運動部活動の関係

出典：神谷（2015、P286）

<sup>8</sup> 非認知能力の向上は認知能力の発達を促す。非認知能力と認知能力とは、補完的に機能している（Cunha and Heckman 2008）。

<sup>9</sup> 経済学においては非認知能力と学歴や雇用形態、賃金との関連で研究がなされている（Heckman 2013）（Tough 2016）ほか。

程による陶冶と訓育は、教育課程から離れた日常生活に近い場面である教育課程外の運動部活動での発展的な指導の展開で強化されることによって、子どもの人格形成という目標により接近できるという。つまり学校教育において教育課程外である運動部活動は教育課程内の授業(教科)や教科外活動を補完して人格形成へとつなげることを担っているのである。

このように学校教育での運動部活動の役割に期待が大きいために、運動部活動は学校教育の中にあり続け、切り離されずに議論されている。つまり、学校教育と運動部活動には密接な関係性があるのである。

しかし、現状の学校教育の範疇では期待されている効果を発揮するためには教育課程外の運動部活動は教育課程に対して補完的な関係にあるべきであるが、運動部活動と教育課程、体育や体育大会、球技大会などと関連づけて実施されておらず、現場の教員もその関係性を意識せずに対応しており(黒澤、横山 2016)、教育課程と運動部活動は連関しているとはいえない。

また、運動部活動の価値や効果については当然あるものと考えられていることが多く、スポーツによる非認知能力の向上やそれによるライフスキルの獲得については先行研究で分析がなされている(横山、来田 2009)が、それらについての議論はあまり多くない。

### 3.2 学校教育の動向

政府の教育改革においては、運動部活動だけではなく、学校そのものの在り方が議論されている。本節では近年における学校の在り方について議論の動向を分析する。

学校の在り方は、1980年代の臨時教育審議会における「開かれた学校」の議論を受けて、1998(平成10)年の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で、特色のある学校づくりという観点から、学校への裁量権限を拡大し、自主性・自律性を確立するための改革を進めるために学校組織運営を見直すこ

とが提言され、今日まで整備されてきた。近年は、グローバル化が進み、情報化社会へ急速かつ大きく変化する中、学校においても、子どもを教育していく上で、学校外の人材を活用し、多様な価値観や経験を持った人材と接したり、議論したりすることはより厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながるとして「チーム学校」が求められている。そのような状況を受け、2015(平成27)年の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、その方策の一つとして地域社会との連携体制の整備が求められ、コミュニティ・スクールなどの仕組みによって社会全体での教育を実現していくことが必要とされているとした。

「チーム学校」政策において、地域社会との連携体制の具体策としてあげられているコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、1986年臨時教育審議会答申「教育改革に関する第二次答申」の、いわゆる「開かれた学校づくり」の議論が契機となり、1990年代の中央教育審議会の議論を経て、具体化されてきた。2000(平成12)年の教育改革国民会議の報告<sup>10</sup>で新しいタイプの学校としてコミュニティ・スクールを設置、促進するという提言を受け、翌年、文部科学省「21世紀教育新生プラン」でそれを検討することが決定された。その後、中央教育審議会答申と閣議決定を受けて、2004(平成16)年「地方教育行政法(改正)」が施行された。2017年4月現在では3600校<sup>11</sup>が導入している。

長畑(2015)は、①地域社会に開かれた学校運営が実現されつつある、②特色のある学校づくり、学習意欲の向上など学校教育の質的充実が進展した、③学校教職員、保護者、地域住民の信頼関係が深まり、連携・協働の取り組みを通じて地域教育力が強化され、地域課題の解決をはじめ地域の活性化に貢献する「地域とともにある学校づくり」が進んでいる、として、その成果がある程度上がっていることを指摘する。ただ、課題として①学校教職員・保護者・

<sup>10</sup> 2000年に当時の小渕内閣総理大臣により設置された私的諮問機関で「教育を変える17の提案」がなされた。

<sup>11</sup> 内訳は、幼稚園115、小学校2300、中学校1074、義務教育学校24、中等教育学校1、高等学校65、特別支援学校21。小・中学校、義務教育学校の11.7%が導入されている(文部科学省2017)。

地域住民全体的にはまだまだコミュニティ・スクールへの理解と関心が少ない、②人材確保が困難である。そのため学校運営協議会が形式化・形骸化する恐れがある、③担当している教職員と地域住民の負担感が大きい、④地域社会との恒常的な連携・協働の仕組みづくりが不十分である、⑤活動資金が少ない、ということを指摘しており、コミュニティ・スクールの制度についてはまだまだ社会に定着していないことがみてとれる。

この制度においては、学校と地域社会は相互補完関係にあり、「地域に開かれた学校」から一步踏み込んで「地域とともにある学校」が目標とされている。このように学校の在り方に関する政策の動向は、学校教育の質の向上とともに、それを実現するために地域社会と連携して最終的には一体化するという、いわゆる学校からみると外向きの政策となっているのである。

### 3.3 学校教育と運動部活動の動向

本節では運動部活動の政策動向と前節で明らかとなった学校の在り方の動向から、運動部活動政策の問題点を抽出する。

運動部活動政策では、「地域社会との連携」について外部指導者制度の積極的な導入から、最終的に地域社会への移行という方向性が示されている。外部指導者は、学校職員としての法的な制度が確立し、その立場は明確になった。しかし、現場レベルではまだ制度として軌道には乗っていない。また、運動部活動の指導をするにあたっては、公的な資格制度はなく、採用方法や研修制度など、外部指導員の資質を担保する方法も確立されてなく、政策形成過程で十分な制度設計についての議論なされておらず、極めて対症療法的なものとなっている。

一方、地域社会への移行についても、ほとんど進行できていない状況である。地域の実情に合わせた移行は、実質的には地域への丸投げであり、受け皿と期待されていた総合型SCの整備不足も相まって、こちらも運動部活動を受け入れるための制度設計ができていないといえよう。

学校における地域社会との連携を推進する「開かれた学校」や「チーム学校」という政策は、運動部活動の政策動向と方向性がほぼ同じである。しかし、政策展開をみてもその歩みはほと

んど一緒になっていない。例えばコミュニティ・スクールの導入事例をみても、運動部活動が関与している事例は、その組み入れを検討している一部の自治体はあるもののほとんどみられないのである。

それらの背景には行政のセクショナリズムの問題が大きく関係している。多くの自治体においては、運動部活動を含めた学校スポーツの所管は教育委員会であり、それ以外のスポーツに関しては首長直轄部局などが所管しており、例えば運動部活動と総合型SCとの連携が出来ていないという現状は、両部局での連携が十分に機能していないと考えられる。また所管が同じ教育委員会でも、運動部活動とコミュニティ・スクールのように別の政策に基づく事業であれば、実施段階での政策の融合や事業の統一についての議論があまりなされていない。自治体におけるこのような構造は政府の省庁間におけるセクショナリズムから波及しており、まずは省庁間や部署を横断した仕組みの必要性がここからも理解できる。

また、政策実施以前に、長期展望にたった政策形成ができず、具体的な制度設計やモデルを示せていない原因は、研究者の見解や現場の声はあまり活用されていない、あるいはそれらを阻害するという力が働いているということが考えられる。

以上より、政策形成過程を視点にした現状の運動部活動政策の問題点は次の二点にあると考えられる。一つ目は、運動部活動に関係するイシューはあるが散在しており、そこに議論する場がないこと、二つ目は限定的なイシューによって限定的な政策形成しかなされておらず、運動部活動に対して横断的かつ根本的な政策形成ができていないということである。つまりは政策ネットワークが機能していないことが問題であると考えられるのである。

## 4. 望ましい運動部活動の考察

前章では学校教育の在り方と教育課程外である運動部活動の政策の方向性が一致しているにも関わらず、実際の現場では問題が山積しているのは、政策ネットワークが機能していないことが原因であるという仮説を提示した。本章で



は先行事例や海外での状況を分析し、政策ネットワーク理論を分析フレームとして仮説の検証をしたうえで、人格形成を担保する望ましい運動部活動について考察する。

#### 4.1 事例分析

まず本節では実際の先行事例と海外での状況を踏まえて分析する。

地域社会へ移行するにあたって受け皿となり得るのは、現状では総合型 SC が最も適当である。それは、2016（平成 28）年 7 月現在で全国に 3582 クラブ（設置準備中）が設置され、各市区町村で少なくとも 1 クラブを設置している設置率は 80.8% と大規模に展開され、現在も緩やかではあるが増加、拡大しており<sup>12</sup>、もともと総合型 SC の事業展開には生涯スポーツの振興を担い、スポーツコミュニティを形成し、「ゆとり教育」政策の中で運動部活動の受け皿として期待されていたという経緯があるからである。

先行事例としては、愛知県半田市の成岩（ならわ）スポーツクラブでは総合型 SC が主体となって学校を運営母体の傘下に入れるケースや、東京都杉並区の向陽スポーツ文化クラブでは学校が主体となって、学校開放の一環として総合型 SC 化するケース、岐阜県多治見市では総合型 SC ではなく、新たに保護者主体でクラブを設置して、教員の勤務時間以降の運動部活動の受け皿とするというケースなどがある。つまりは、地域の実情に合わせて実施され、そこに統一されたモデルはない。また、あくまで学校教育で実施する運動部活動を補完する制度として運営されている。

成岩スポーツクラブは 1996（平成 8）年に設立された。その地域の中学校である成岩中学校と地域と協働して青少年の非行防止など健全育成を目的とする「成岩地区少年を守る会」<sup>13</sup>という任意団体がその母体となっている。当時、成岩中学校の教員であった榎原孝彦氏がその事務局担当で、設立の中心人物で学校と地域とをつなぐコーディネイト役となったのである。「成岩

地区少年を守る会」での議論がその地区の中学生の教育や人格形成に関係する問題を抽出し、それを学校も含めた地域全体で共通認識されたことで、運動部活動を総合型 SC で実施することが決定された。成岩をモデルとして、少ないながらも比較的成功的な事例は散見される。しかし、それらの一部は運動部活動との連携が図れているが、運動部活動を全て地域社会へ移行したという事例はみられなかった。それは費用負担の問題やケガや事故による補償の問題がネックとなっており、制度としては未成熟で不備も多いために、拡がりをみせていないものと考えられる。いずれにせよ、先行事例では、多くのアクターが関与して運動部活動の在り方から運営方法、諸問題の解決などについて議論したことと、その議論の場があったこと、そしてコーディネイト役といえる中心的な人物が存在していたことが特筆されるのである。

ところで、欧州諸国では周知のとおり、学校教育での運動部活動は発達しておらず、生徒のスポーツの場のほとんどが地域スポーツクラブとなっている。日本における総合型 SC の事業は欧州、特にドイツの地域スポーツクラブをモデルにした設置が推進されている。以下では、そのドイツにおける教育課程以外の学校スポーツ（運動部活動）と地域スポーツクラブ（総合型 SC）の関係性を先行研究から分析する。

藤井（2009）によると、実際にドイツにおいても学校と地域スポーツクラブとの連携的な関係を構築する努力は続けられているという。もともとドイツにおける子どものスポーツ活動は地域スポーツクラブを主体として発達してきたという背景もあり、学校との連携による施策展開はなされてこなかった。しかし、学校での教育課程における体育授業時間数の削減や教科内容の硬直化・画一化といった問題を背景に、1980 年代から学校と地域スポーツクラブとの連携が政策的に図られるようになり、学校内にあるスポーツクラブに各州の文部省とスポーツ連盟の「連携プログラム」と各競技連盟の「連携推進組織」による指導者の派遣や教育課程の

<sup>12</sup> 総合型 SC 最終的な政策目標は中学校校区に 1 クラブである。

<sup>13</sup> 学校、PTA、自治会長、児童委員などの組織からなり、会長には前 PTA 会長、事務局は成岩中学校の生徒指導主事があたるという団体である（夏秋 2003）。

補完などがなされた。それらは一定の成果をあげてきたが、学校側の積極的な地域スポーツクラブへの関与は少なかったとされる。日本の運動部活動と比較的近い要素を持っているのがスポーツ強化学校（Sportbetonte Schule）における地域スポーツクラブとの連携である。ここでは競技力向上といったアスリート育成に重点が置かれており、学校が積極的に関与している。特に、教育課程内のスポーツ授業と地域スポーツクラブとの協力体制が整備されていることや、指導者が確保されていることなど、学校と地域スポーツクラブとの有機的なつながりが推進されているのである。

このように、ドイツにおいては競技力向上に重点が置かれた学校と地域との連携の制度ではあるが、そこにみられる教育課程の内容を学校の外部である地域スポーツクラブが補完するという部分においては、教育的な視点に根拠したものでもあり、学校が積極的に地域スポーツクラブと関与することも重要であることを示唆するものである。

## 4.2 政策ネットワークによる分析

本節では運動部活動の現状から、「地域社会との連携」政策について、日本のスポーツ政策において応用を試みた真山（2011）の政策ネットワーク理論に依拠し、運動部活動政策の政策

形成過程における課題について検討する。

ところで、政策ネットワーク理論は、ある政策分野における政府アクターと社会アクターの関係に注目して政策過程の動態を明らかにしようとする理論（岩崎 2012）で、主に米国、英国、欧州諸国で発展してきた。その概念は、研究の枠組みや分析の対象ごとに微妙に異なる概念枠組みとして用いられ、論者によってその類型も異なる（正木 1999）。本論ですべての類型を網羅することはできないが、現在の政策ネットワーク理論研究に影響を与えている代表的なものとして戦後の英国における中央政府と地方自治体や市民社会との関係を対象としたローズとマーシュ（1992）の類型がある。それは「政策ネットワーク」とは連続体であり、一本の線形の端にメンバーシップが限定的な「政策コミュニティ」、もう一方の端に多種多様で多数の参加者による入退出が自由な「イシュー・ネットワーク」を置くというものである。「イシュー・ネットワーク」はヘクロ（1978）らが提唱した米国政府の政策形成における特権的な「鉄の三角形」モデルに対して、多様なアクターによる流動的で自由な政策ネットワーク形成の必要性が課題としてあげられていたことに由来し、そこでの議論は中央政府の決定に示唆を与えるものである。

一方、真山は、ローズやマーシュの「政策ネットワーク」を参考にしつつもの、「イシュー・ネットワーク」と「鉄の三角形」モデルを対比的に

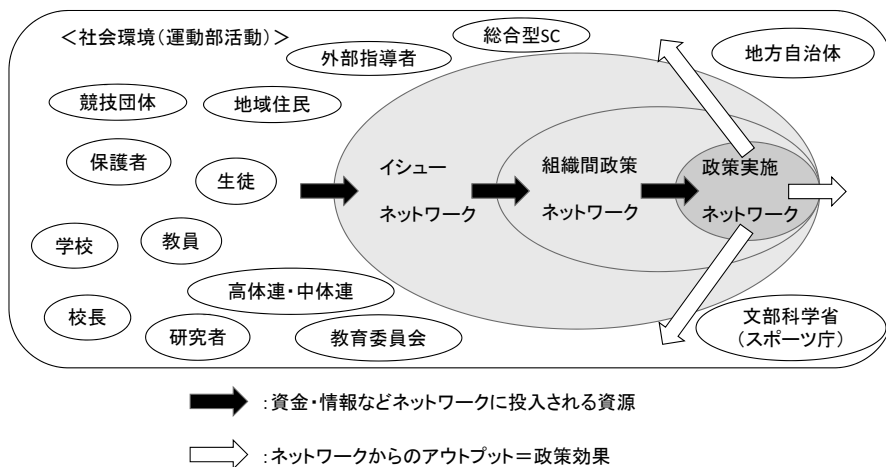


図3 運動部活動政策をめぐるネットワーク

出典：真山（2011、P14）をもとに筆者改変

捉えるのではなく、図3で示すような同心円的な関係で捉えている。すなわち、真山（2011）の理論は政策ネットワークを「イシュー・ネットワーク」、「組織間政策ネットワーク」、「政策実施ネットワーク」の三つに類型化した。政策ネットワークは汎用性という意味では曖昧な概念であり、国や行政組織、文化や風土の違いによって応用は難しいとされている。しかし、真山（2011）は、スポーツをツールとした政策は文部科学省だけでなく、他の省庁においても増加している背景を踏まえ、スポーツに関する政策研究の遅れと必要性を指摘し、現実的にも同じスポーツを取り扱いながら、組織横断的な協力のもとに政策決定や実施ができていないことから、政策ネットワークの重要性を示唆し、日本の行政組織や住民との関係性などを考慮しスポーツ政策に応用を試みた。そこで、本論においては政策形成過程である「イシュー・ネットワーク」、「組織間政策ネットワーク」において現状を分析する。

運動部活動に関係するアクターは多岐にわたっており、そのためそれぞれにイシューが散在している。例えば教員であれば過重労働の解消であったり、生徒であればスポーツ実施機会の補償や居場所の確保であったり、それは学校教育の枠組みを越え、様々な立場において問題提起がなされており、運動部活動を包括的に捉えたり、それらを取りまとめるようなコーディネート役や組織体が存在しないために、イシュー・ネットワークは限定的に形成、あるいは形成にまで至っていない状況である。しかし、ある程度成功事例とされている日本での先行事例では、学校教育の枠を越えた包括的なイシュー・ネットワークが形成されているのである。

運動部活動政策は主に教育政策の範疇であり、文部科学省（スポーツ庁、中央教育審議会など）で議論され、政策形成されてきた。そして決定された政策はトップダウンで都道府県教育委員会・市区町村教育委員会、そして学校と展開されていく。スポーツに関連する政策は他の省庁でも議論されるが、そこに省庁間の連携はほとんどない。このような現状から、組織間政策ネットワークは文部科学省（スポーツ庁、中央教育審議会など）、都道府県・市区町村教育委員会といった旧態依然とした学校教育の枠組みで形成されており、省庁間の連携はもちろ

ん、省庁内での調整や連携が取れているとは言い難い。戦後、文部科学省を中心とした枠組みで運動部活動は学校教育の中で維持・拡大してきたという歴史的経緯がある。そのため、様々なアクターがイシュー・ネットワークに参入してきたとしても、そのコアにある組織間政策ネットワークや政策実施ネットワークには大きな変化がなかったことになる。

以上、現状の運動部活動政策である「地域社会との連携」について、運動部活動における政策ネットワークが十分に機能しておらず、政策形成過程に問題があることが明らかとなった。そこから運動部活動の政策形成過程での課題は次の二点にあると考えられる。一つ目は運動部活動全体を包含したイシュー・ネットワーク形成を視野に入れた議論の場の設定することと、二つ目はそのイシュー・ネットワーク形成を促進するために組織間政策ネットワークを再構築することである。

#### 4.3 望ましい運動部活動モデルの考察

生徒の人格形成とは、その歴史的経緯からも学校教育の枠組みの中で議論されており、前章では学校教育と運動部活動の密接な関係性を指摘した。現行の学習指導要領でも「生きる力」を育むことが掲げられ、変化の激しいこれからの社会を生きるために知・徳・体をバランス良く育てることを目指している。一方、政府の経済政策の最大の柱ともいわれる「人づくり革命」であったり、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」であったり、総務省が提唱する「人材力」など、近年では社会の要請もあり、バランスのとれた人格形成が求められている。そこに共通しているのが、「自主自律」、「思考力」、「判断力」、「協調性」、「課題発見能力」、「解決力」といったキーワードである。それらは運動部活動を通して育まれることが期待されており、教育的にも社会的にも求められている人格形成の要素が運動部活動そのものに存在していると仮定できる。つまり現状の運動部活動の運営は閉ざされている学校教育の枠組みの中だけで議論されたり、実施されたりすることには限界があり、これからは社会の要請に応えるためにも連携が必要不可欠で、それが人格形成を担保した運動部活動を存在させることに繋がるものと考えら

れる。本節では、それらを踏まえて、人格形成を担保した望ましい運動部活動を再構築するために制度モデルを考察する。

前節で明らかとなった課題の一つはイシュー・ネットワークの形成を視野に入れた議論の場を設定することである。そのネットワーク化は自然発生的で出入りは自由であるとされているが、運動部活動においてはアクターが多岐にわたるため、本論ではあえて意図的にイシュー・ネットワーク形成に向けて、イシューの共通認識と議論の場を設定させることが必要であると考え。その場を作り出し、コーディネート役を担うのが、コミュニティ・スクール、あるいは成岩スポーツクラブにおける「成岩地区少年を守る会」のようなコミュニティ・スクールと類似する運動部活動運営協議会といった組織である。

その制度モデルを図4に示す。このモデルは、コミュニティ・スクールの制度で学校運営協議会の中で部活動部会を設置する。あるいは、その制度を援用した運動部活動運営協議会を設置することにより、主体となっている生徒をはじめ、教員、保護者、地域住民まで、多くの運動部活動のアクターが構成メンバーとして、その運営に深く関与するというものである。また、協議会から直接、市区町村教育委員会へ運動部活動の運営や人事に関する意見を述べることを

できるというある程度の権限が付与されており、同時に組織間政策ネットワークのメンバーということが特徴である。

この協議会による議論の場は、運動部活動問題を異なるアクター間で共通認識を図り、その解決に向けて議論するといういわゆる運動部活動のイシュー・ネットワーク形成につながるものと考えられる。さらに、スポーツなどを通じた生徒への一貫した教育という観点では教育課程と教育課程外である運動部活動との連関は重要な要素である。ドイツのスポーツ強化学校と地域スポーツクラブの関係のような教育的な見地に立った関係性を構築するための議論の場ともなり得るであろう。

このモデルの実現には、現実的な主体は行政が担うことになり、その運営や管理も行政によって実施することが必要であるが、既存の学校と教育委員会という学校教育の枠組みの中だけでなく、関連してくるであろうスポーツ部局、まちづくり部局などと連携をした横断的な部局の設置が必要となる。いずれにせよ行政がセクショナリズムを打破してリーダーシップをとっていかなくてはならない。最終的には政府内でも、文部科学省だけではなく、経済産業省、厚生労働省、内閣府など、関連する省庁を横断した政策ネットワークの構築が求められるのである。

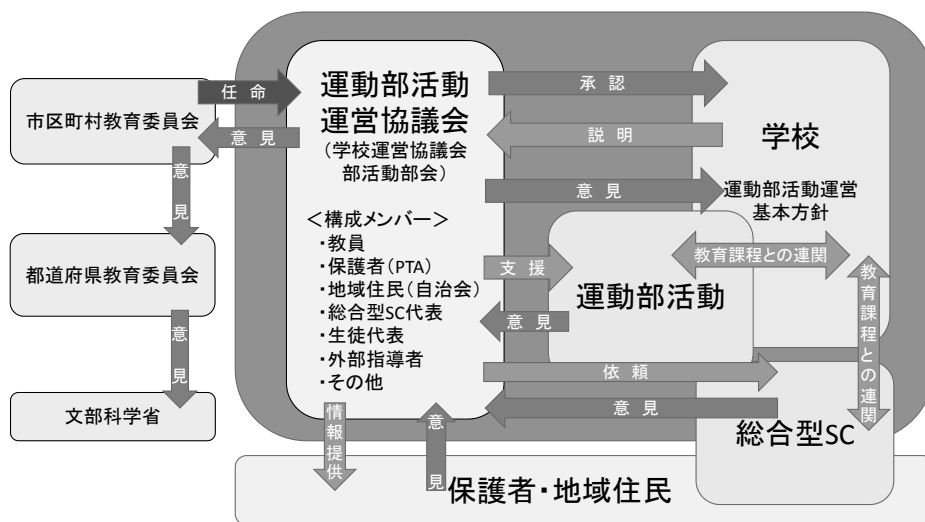


図4 運動部活動運営協議会制度モデル

出典：文部科学省（2017b、P2）をもとに筆者作成

今までなされてこなかった運動部活動での包括的なイシュー・ネットワーク形成は、生徒や教員だけでなく、すべてのアクターが当事者となることによって、学校という閉ざされた世界だけではなく、地域社会と連携するということが重要で、そのネットワーク化が人格形成を担保した運動部活動の実施をもたらすことができるのである。

しかし、このモデル実現するためには現状の政策である、コミュニティ・スクールの導入促進や総合型SCの質と量の整備が必須であり、まずは部署横断的に連携して、既存の政策の実施推進が希求される。その具体的な推進方策については本論では言及できなかったので今後の課題としたい。

以上、運動部活動の歴史や現状から、運動部活動そのものを明らかにしたうえで、政策ネットワーク理論での分析から抽出された課題より、運動部活動と地域社会との連携の制度モデルを提示した。このモデルの実現によって、望ましい運動部活動の再構築に向けて有効に作用し、さらには地域と融合した学校の実現、地域社会の活性化にもつながるものと考えられるのである。

## 5. おわりに

近年、運動部活動問題に関係する議論が活発になってきており、社会問題の様相を呈している。そこでは運動部活動の在り方など根本的な議論はなされているものの、残念ながら具体的な解決に向けて政策展開はできていない。これらは運動部活動を学校内で実施するのか学校外で実施するのかといった単純な議論ではなく、子どもの教育という理念に基づき、学校と地域社会が関連して政策形成することが重要である。ここに政策形成過程を視点にイシュー・ネットワーク形成をはじめとした政策ネットワークに着目した本論の意義があると考えられる。

学校教育での運動部活動は制度疲労を起こしており、多くの犠牲により成立しているといえる。学校現場ではそもそも学校に運動部活動が必要なのかどうかという議論もある。本論においては、学校教育で運動部活動を実施するとい

う立場から分析を進めたために、そのような議論には触れておらず、否定的な意見をくみ取ることができなかった。今後、研究を進めていく上ではそのような幅広い意見にも目を向けていかなければならない。

また、本論で示した運動部活動と地域社会と連携した制度モデルは政策ネットワーク構築のためのモデルであり、運動部活動運営の最終形を示したモデルではなく、そこへの到達過程に過ぎない。今後は最終的な望ましい運動部活動運営の制度モデルを提示できるように研究を深化させたい。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 岩崎正洋 (2012)『政策過程の理論分析』三和書籍。  
 内尾亨 (1979)「社会体育から学校体育への“逆行”」『体育科教育』27 (8)、43-45。  
 内海和雄 (1998)『部活動改革—生徒主体への道—』不味堂。  
 神谷拓 (2015)『運動部活動の教育学入門—歴史とのダイアログ—』大修館書店。  
 菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦 (2011)『スポーツ政策論』成文堂。  
 黒澤寛己・横山勝彦 (2016)「運動部活動の指導と評価に関する一考察—『体育科教育』の視点からの政策提言—」『同志社スポーツ健康科学』8、14-22。  
 黒須充 (編) (2009)『総合型地域スポーツクラブの時代』創文企画。  
 作野誠一・友添秀則 (編) (2016)「地域を育む運動部活動のあり方」『運動部活動の理論と実践』34-46、大修館書店。  
 城九章夫 (1980)『体育と人格形成—体育における民主主義の追求—』青木書店。  
 友添秀則 (編) (2016)『運動部活動の理論と実践』大修館書店。  
 中澤篤史 (2014)『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育と結びつけられるのか—』青弓社。  
 中澤篤史 (2011a)「学校運動部活動の戦後史(上)」『一橋社会科学』3、25-46。  
 中澤篤史 (2011b)「学校運動部活動の戦後史(下)」『一橋社会科学』3、47-73。  
 長畑実 (2014)「コミュニティ・スクールの推進に関する研究 (1)—コミュニティ・スクール導入の経緯—」『大学教育』11、88-95。  
 長畑実 (2015)「コミュニティ・スクールの推進に関する研究 (2)—コミュニティ・スクールの課題と展望—」『大学教育』12、78-94。  
 中村敏雄 (1995)『日本のスポーツ環境批判』大修館書店。  
 夏秋英房 (2003)「愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブの展開と運動部活動」『生涯学習研究』1、15-24。  
 西島央 (2006)『部活動—その現状とこれからのあり方—』学事出版。  
 藤井雅人 (2009)「ドイツにおける学校と地域スポーツクラブの連携」『総合型地域スポーツクラブの時代』創文企画、57-68。  
 正木卓 (1999)「〈政策ネットワーク〉の枠組み—構造・類型・マネジメント—」『同志社政策科学研究』1、91-110。  
 真山達志 (1994)「政策実施過程とネットワーク管理」『法学新報第』100 (5・6)、181-201。  
 真山達志 (2001)『政策形成の本質—現代自治体の政策形成能力—』成文堂。  
 真山達志 (2011)「スポーツ政策研究の課題」『スポーツ政策論』

成文堂、9-17。

横山勝彦・来田宣幸(編)(2009)『ライフスキル教育—スポーツを通して伝える「生きる力」—』昭和堂。

#### 【外国語文献】

Cunha, F. and Heckman, J. J. (2007) The Technology of Skill Formation. *American Economic Review*, 97(2), 31-47.

Heckman, J. J. (2013) *Giving Kids a Fair Chance*. The MIT Press. (= 2015、古草秀子訳『幼児教育の経済学』東洋経済新報社。)

Hecklo, H. (1978) Issue networks and the executive establishment. In A King ed., *The New American Political System*, American Enterprise Institute.

Rhodes, R. A. W, and Marsh, D. (1992) New Directions in the Study of Policy Networks. *European Journal of Political Research*, 21, 181-205.

Tough, P. (2016) "Helping Children Succeed: What Works and Why" Houghton Mifflin Harcourt. (= 2017、高山真由美訳『私たちはこどもに何ができるのか—非認知的能力を育み、格差に挑む—』英治出版。)

Tough, P. (2013) *How Children Succeed: Grit, Curiosity, and the Hidden Power of Character*. Mariner Books (= 2013、高山真由美訳『成功する子 失敗する子—何が「その後の人生」を決めるのか—』英治出版。)

#### 【URL】

1. スポーツ庁(2017)「運動部活の在り方に関する総合的なガイドラン作成検討会議(第1回)資料2」スポーツ庁ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryu/\\_icsFiles/afiedfile/2017/08/17/1386194\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryu/_icsFiles/afiedfile/2017/08/17/1386194_02.pdf))。
2. 文部科学省(1989)「中学校学習指導要領(平成元年3月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/old-cs/1322455.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322455.htm))。
3. 文部科学省(1989)「高等学校学習指導要領(平成元年3月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/old-cs/1322503.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322503.htm))。
4. 文部科学省(1998)「中学校学習指導要領(平成10年12月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/cs/1320061.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320061.htm))。
5. 文部科学省(1999)「高等学校学習指導要領(平成11年3月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/cs/1320144.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320144.htm))。
6. 文部科学省(2008)「中学校学習指導要領(平成20年3月、平成22年11月1部改正)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm))。
7. 文部科学省(2009)「高等学校学習指導要領(平成21年3月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2011/03/30/1304427\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2011/03/30/1304427_002.pdf))。
8. 文部科学省(2017)「中学校学習指導要領(平成29年3月)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2017/06/21/1384661_5.pdf))。
9. 社団法人経済同友会(1995)「学校から「合校」へ—学校も家庭も地域も自らの役割と責任を自覚し、知恵と力を出し合い、新しい学び育つ場をつくろう—」全国学校事務職員制度研究会ホームページ(2017年9月10日取得、<http://www.bekkoame.ne.jp/ha/seidoken/goukou.pdf>)。
10. スポーツ庁(2017)「運動部活の在り方に関する総合的なガイドラン作成検討会議(第5回)参考資料2」スポーツ庁ホームページ(2017年12月22日取得、[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryu/attach/1399665.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryu/attach/1399665.htm))。
11. 首相官邸(2017)「教育再生実行会議提言」首相官邸ホームページ(2017年9月10日取得、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/teigen.html>)。
12. スポーツ庁(2017)「運動部活の在り方に関する総合的なガイドラン作成検討会議」スポーツ庁ホームページ(2017年9

月10日取得、[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/index.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/index.htm))。SW

13. 文部科学省：中央教育審議会(2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」。文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/02/05/1365657_00.pdf))。
14. 文部科学省(2017)「コミュニティ・スクール2017—地域とともにある学校づくりを目指して—」(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/school/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2017/08/09/1311425\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/_icsFiles/afiedfile/2017/08/09/1311425_03.pdf))。
15. 首相官邸(2000)「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」首相官邸ホームページ(2017年9月10日取得、<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>)。
16. 文部科学省(2001)「21世紀教育新生プラン」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/21plan/main\\_b2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/main_b2.htm))。
17. 文部科学省：中央教育審議会(1998)「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1342455.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1342455.htm))。
18. 文部科学省：中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議(1997)「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」文部科学省ホームページ(2017年9月10日取得、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/\\_icsFiles/afiedfile/2013/05/27/1335529\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afiedfile/2013/05/27/1335529_1.pdf))。